

平成27年3月31日

事業者 各位

公共工事における施工体制台帳の作成及び提出について

平成26年6月に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」において、平成27年4月1日以降に契約を締結する公共工事については、受注者が下請契約を締結する場合には、下請金額に関わらず施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することが義務付けられました。

各事業者におかれましては、法律の改正を踏まえ、平成27年4月1日以降に契約を締結する工事について、適切なお対応をお願いいたします。

詳しくは該当工事の監督員にご確認くださいませよう願ひいたします。

【お問い合わせ先】

三鷹市役所総務部契約管理課契約係
電話 0422-45-1151 内線 2261～2263